

飯綱町 ファミリー・サポート・センター事業 について

*ファミリー・サポート・センター事業 とは

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）が会員として登録し、互いに子育てを支えあう事業です。仕事と育児を両立して働くことができるよう、また、子育て中の保護者が幅広い社会参画ができるよう応援します。

*会員とは

- 依頼会員：町内に住所または勤務先があり生後 6 か月の乳児から小学校 6 年生までの児童がいる方で、子育ての手助けをしてほしい人
- 提供会員：町内に住んでおり自宅での子どもの預かりが可能な方で、子育て支援センターが行う「ファミリー・サポート・センター養成講座」等を受講して修了証を取得した方
- 両方会員：依頼会員でもあり提供会員でもある方

*援助活動

- 保育施設の保育開始前や終了後に子どもを預かる
- 保育施設までの送迎
- 小学校が休みの日、または放課後や児童クラブの終了後に子どもを預かる
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かる
- 習い事などの送迎 など

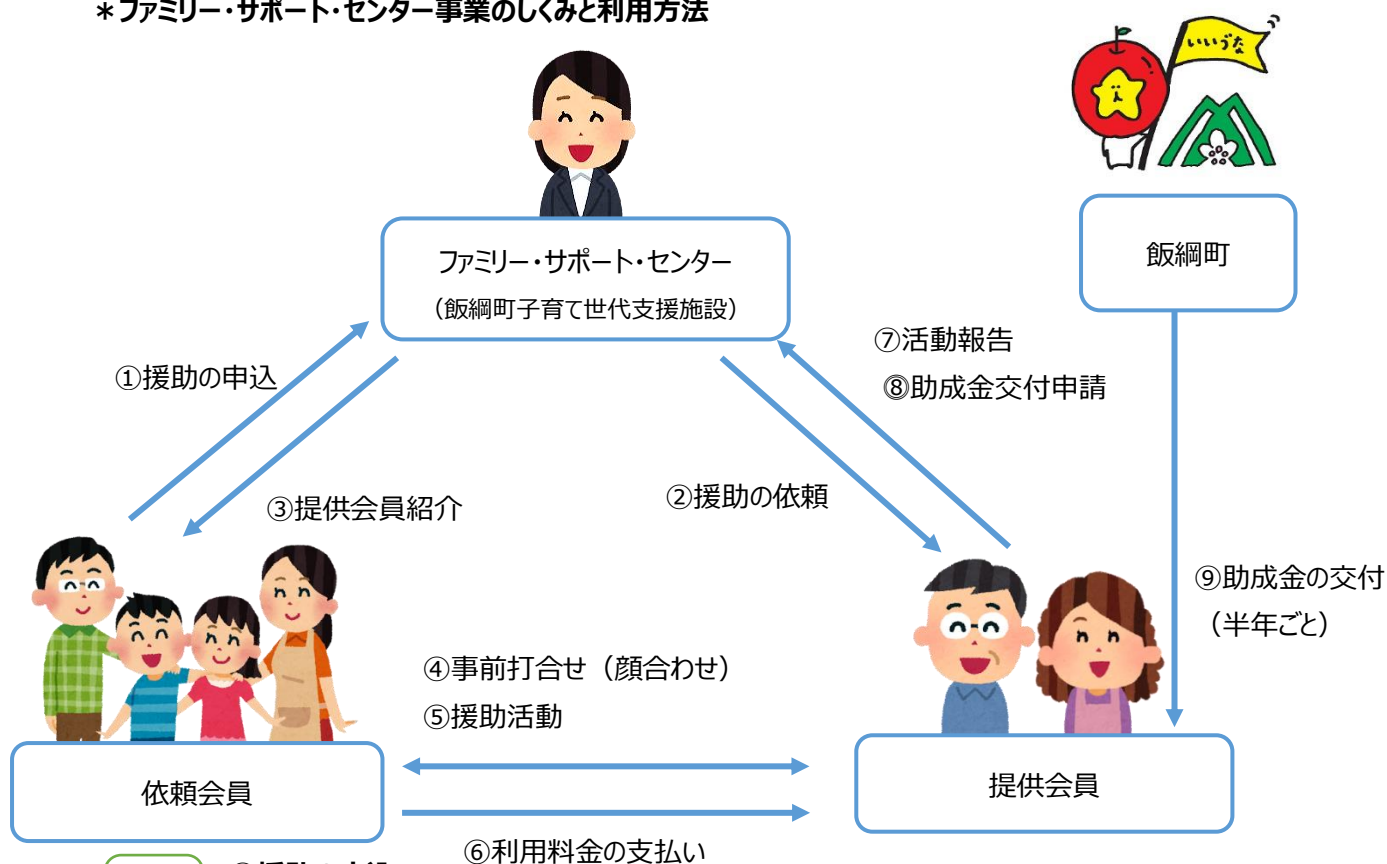
*援助できないこと

- 家事援助
- 提供会員宅以外の場所での子どもの預かり
※ただし、未就園のお子さんは、子育て支援センターの開館時間内であれば、提供会員と一緒に子育て支援センターで過ごすこともできます。
- 託児利用の際のおやつや食事の提供
※託児利用の際におやつや食事が必要な場合、依頼会員がおやつやお弁当を用意します。

*会員登録の方法

- 依頼会員・提供会員・両方会員とも、子育て支援センターで会員として登録します。『ファミリー・サポート・センター入会申込書（兼会員票）（様式第 1 号）』を記入後、提出をお願いします。
- 登録には顔写真 2 枚（縦 4 cm×横 3 cm/縦 3.5cm×横 3 cm）が必要です。
（スナップ写真の切り抜きも可）
- 提供会員は養成講座の修了証の写しも提出いただけます。
- ※登録時に修了証のコピーをとりますので、ご持参ください。

*ファミリー・サポート・センター事業のしくみと利用方法



事

① 援助の申込

ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という）に依頼申込をします。書類（様式第7～9号）はセンターに取りに来ていただくか、飯綱町子育て支援サイト（ファミリー・サポート・センター事業）からダウンロードも可能です。

※利用調整に1～2週間かかることが多くありますので余裕を持って申込んでください。

前

② 援助の依頼

センターが、依頼内容に合う提供会員を探します。

③ 提供会員紹介

センターから依頼会員へ、提供会員の連絡先等を伝えます。

準

④ 事前打合せ（顔合わせ）

依頼会員から提供会員へ連絡をとり、事前打合せの日程を調整します。

※事前打合わせにセンター職員の立ち合いを希望する場合は、センターに事前に連絡の上、センターとも日程調整をしてください。

事前打ち合わせは、援助を受けるお子さんと依頼会員、提供会員の3者で実施してください。日時や援助内容、お子さんの様子や連絡先、送迎の場合は送迎の方法、託児の場合は提供会員の自宅などを確認します。

備

打合せが終了したら、依頼会員は報告フォームへ必要事項を入力し、センターへ報告します。



飯綱町子育て支援サイト



事前打合わせ報告
フォーム

活動

⑤援助活動

依頼会員は、事前に記入した『連絡票（様式第 7 号）』と『援助活動の報告書（様式第 8 号または様式第 9 号）』を提供会員に渡してください。提供会員はその内容をもとに活動を行ってください（お子さんのお預かりや送迎など）

お子さんの当日の活動に必要なものは、依頼会員が用意をしてください。

（チャイルドシート、お弁当・おやつ、飲み物、おもちゃ、オムツ・おしりふき、着替え等）

活動終了

⑥利用料金の支払い

提供会員は、『援助活動の報告書（様式第 8 号または第 9 号）』に必要事項を記入・押印後、依頼会員の確認印を受けます。

援助活動中の子どもの様子を依頼会員に伝えます。

依頼会員は当日の利用料金を提供会員に支払います。※釣銭がないようにご用意ください。

活動報告・助成金申請交付

⑦活動報告

提供会員は翌月 5 日までに『援助活動の報告書（様式第 8 号または第 9 号）』をセンターに提出します。

⑧助成金申請（提供会員）

援助活動を行った期間が上半期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）であるときは 10 月 10 日までに、下半期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）であるときは 4 月 10 日までに、『ファミリー・サポート・センター事業助成金交付申請書兼請求書（様式第 10 号）』をセンターに提出します。

⑨助成金交付（半年ごと）

申請の内容を審査し、町から提供会員へ助成金をお支払いします。

* 注意事項とお願い

- プライバシーの保護をお願いします。
- 送迎を希望する場合、チャイルドシートは依頼会員が用意をしてください。（センターでもチャイルドシート、ジュニアシートの貸し出しをしています。提供会員がチャイルドシートを所有している場合はそちらを使用してもかまいません。）
- 依頼会員・提供会員ともに、援助内容や事前打合せ内容をご家族にも共有し、ご家族の同意や協力を得ながら活動を行えるようにしてください。
- 双方で緊急連絡先を必ず確認し、連絡が取れるようにしてください。子どもの体調に異変があった場合（発熱、嘔吐など）、依頼会員に連絡を取り、迎えを要請することがあります。
- 活動中に事故や子どもの体調の異変、その他困り事が生じた場合は、センター（☎253-8853）まで連絡してください。センターの閉館時は教育委員会（☎253-4769）までご連絡ください。

- 援助活動中は、アレルギーの関係上、依頼会員が準備した食べ物以外は食べさせないようにしてください。おやつや食事が必要な託児では、依頼会員がお弁当などを準備し持参してください。
- 依頼会員は、時間の変更がある場合には、提供会員に連絡して知らせてください。
- 利用料金は、活動終了後に直ちに提供会員に支払うようにしてください。
- 提供会員が見つからず、ご希望の依頼に応えられないこともあります。ご了承ください。
- 子どもの預かり援助の際、自家用車で移動中に事故等が発生した場合、怪我等は保険対象となりますが、提供会員の自家用車の修理や相手方の補償等は本保険の適用外となります。ご自身の自動車保険を適用していただくことになりますのでご了承ください。

*退会の手続き

- 依頼会員・提供会員・両方会員のいずれも、退会を希望する際は「ファミリー・サポート・センター退会届」を記載し提出していただきます。また、会員証の返却をお願いします。センターへご連絡ください。
- ※依頼会員は、登録しているお子さんが小学校を卒業されると自動的に退会となります。

*利用料金（報酬金）

月曜日～金曜日（7：00～19：00）	1人あたり1時間	600円
	1時間を超えた場合30分につき	300円
上記以外の時間、土日祝祭日、お盆、年末年始	1人あたり1時間	700円
	1時間を超えた場合30分につき	350円
送迎（兄弟等で複数の場合は2人目から半額※）	1日	300円

※同一の時間・場所に限ります。

- 1回の援助時間が1時間未満の場合も、1時間分の料金となります。
- 兄弟等複数の児童を同時に預ける場合、2人目以降は半額となります。
- 送迎料金は、提供会員が援助のために家を出た時間から援助が終了して帰宅するまでの時間料に加算されます。
- 託児の利用時間は、子どもが提供会員の家に着いた時間から、保護者が迎えに来た時間までとします。

<延長料金>

- 30分未満…1時間分の料金の半額が加算されます。
- 30分以上1時間未満…1時間分の料金が加算されます。

<キャンセル料>

- 前日までのキャンセル 無料
- 当日キャンセル 利用予定料金の50%
- 無断キャンセル 利用予定料金の100% ※キャンセルは早めをお願いします。

＜料金の例＞

○子ども2人を夕方保育園に迎えに行き、自宅に送ってほしい。

16:00 提供会員が自宅を出発

16:15 保育園着

16:40 依頼会員の自宅に到着

17:00 提供会員が自宅に到着

出発から帰宅まで1時間	600円+300円
送迎料	300円+150円
合計	1350円

*** 依頼会員への利用料の助成について**

＜対象＞

依頼会員で、次のいずれかに該当する方

○児童扶養手当を受給している

○生活保護を受けている

○市町村民税が非課税

＜助成額＞

提供会員に支払った利用料（基本額）のうち、半額を助成 ※月額20,000円限度

＜申請＞

利用料を支払った翌月末までに、申請書を提出

*** 提供会員への助成について**

町からの助成金 町が提供会員に支払います（口座振り込み）

援助活動 児童 1人につき （2人目以降半額）	1人あたり1時間	600円
	1時間を超えた場合 30分につき	300円
送迎 1日につき	自家用車を使用し 10キロメートルを超えた場合 1キロメートルにつき（円未満切り捨て）	30円

***チェックリスト**

＜依頼会員＞

内 容		チ ェ ッ ク
事前	○連絡票を記入した	
	○事前打合せで、子どもの様子などをしっかり伝えた	
	○センターへ、事前打ち合わせ実施の報告をした	
	○提供会員の連絡先を控えた	
	○持ち物に記名をした	
	○子どもに当日のことを伝えた	
当日	○お弁当やおやつを用意した（必要時）	
	○チャイルドシートを用意した（必要時）	
	○釣銭のないように利用料金を用意した	
	○活動に必要なもの（飲み物・おもちゃ・着替え等）を用意した	
活動後	○提供会員の個人情報を口外していない	

＜提供会員＞

内 容		チ ェ ッ ク
事前	○事前打合せで、子どもの日頃の様子を聞いた	
	○依頼会員、センターの連絡先を控えた	
	○活動場所に危険なものがない （ビー玉、ライター、たばこ、薬、ボタン電池、刃物、アイロン、電気ポット等）	
当日	○依頼会員から必要書類を受け取った	
	○依頼会員から報酬（利用料金）を受け取った	
	○活動報告書を記入し、依頼会員から確認印とサインをもらった	
活動後	○センターへ活動報告書を提出した	
	○依頼会員の個人情報を口外していない	

お互いが安全に気持ちよく活動できるように心がけましょう。

* 補償保険について

当事業の活動中に、提供会員、依頼会員のお子さん（依頼子ども）が傷害を被ったりした場合に補償を行うものです。ファミリー・サポート・センターで毎年加入しています。該当となる事象が発生した場合は、速やかにセンターまでご連絡ください。

A. 依賴子傷害保險

依頼子どもがサービスを受けている間、サービスを受けるために自宅とサービス提供会員宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合や熱中症となった場合に、提供会員の過失の有無に関わらず保険が適用されます。

＜補償例＞

- 依頼子どもが、階段から落ちてケガをした。
- 依頼子どもが、犬にかまれてケガをした。
- 依頼子どもが、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした

<保険金額（補償額）>

保険金の種類	保険金額（補償額）	補償例
死亡保険金	300 万円	活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合。
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 300 万円～12 万円	活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合。
入院保険金（1 日あたり）	2,000 円 1 事故につき 30 日が限度 180 日を経過した後の入院は対象外	活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合。
手術保険金	2,000 円 ×10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術） 1 事故につき、180 日以内に受けた手術に限る。また、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限る。	活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けた場合。
通院保険金（1 日あたり）	1,000 円 1 事故につき 90 日が限度	活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含む。）した場合。

B.サービス提供会員傷害保険

提供会員が、事業の活動中（往復途上も含む。）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合や熱中症となった場合に適用されます。

<補償例>

- 提供会員が、走ってくる依頼子どもを受け止めようとして支えきれず転んでケガをした。
- 提供会員が、依頼子どもを送った帰宅途中に、雨でぬれた階段で滑ってケガをした。
- 提供会員が、依頼子どもを乗せて車を運転中に、自動車事故に遭いケガをした。 など

<保険金額（補償額）>

保険金の種類	保険金額（補償額）	補償例
死亡保険金	400 万円	活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合。
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 400 万円～16 万円	活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合。
入院保険金（1 日あたり）	3,000 円 1 事故につき 180 日が限度 180 日を経過した後の入院は対象外	活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を必要とし入院した場合。
手術保険金	3,000 円 ×10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術） 1 事故につき、180 日以内に受けた手術に限る。また、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限る。	活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けた場合。
通院保険金（1 日あたり）	2,000 円 1 事故につき 90 日が限度	活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院(往診を含む。)した場合。

C.賠償責任保険

【施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険】

提供会員が、サービスなどの提供中に他人（依頼子どもを含む。提供会員と同居の親族を除く。）の身体または生命を害したり、財物を損壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に適用されます。また、保育サービス等に使用するために依頼会員から預かり、保育サービス提供場所内等で管理している現金及び子どもの預かりに必要な日用品を損壊・紛失または盗取・搾取された場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。

【情報漏えい保険】

情報漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や弁護士費用等の支払）や、サイバーセキュリティ事故対応費用を負担することによって被る費用損害が対象となります。

<補償例>

- 提供会員の不注意でお湯がこぼれ、依頼子どもに大やけどをさせたことにより賠償責任を負った（施設賠償責任）。
- 提供会員が調乳したミルクが原因で、依頼子どもが食中毒を起こしたことにより負った賠償責任保険（生産物賠償責任保険）。
- 依頼会員から預かっていたベビーカーを破損してしまったことにより賠償責任を負った（受託者賠償責任）。
- 提供会員が、依頼子どもの個人情報記された名簿を紛失してしまい損害賠償を請求され、賠償責任を負った（サイバーリスク保険） など

<保険金額（補償額）>

保険金の種類	保険金額（補償額）	補償例
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円	法律上の損害賠償金、賠償責任に関する訴訟費用や弁護士費用等の争訟費用、求償権の保全・行使等の損害防止軽減費用、緊急措置費用、保険会社の要求に応じるための協力費用。（法律上の損害賠償金、争訟費用、損害防止軽減費用については事前に保険会社の同意が必要です。）
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保険期間中 2億円	
初期対応費用 （施設賠償責任保険と生産物賠償責任保険部分で対象）	1事故 1,000万円 （うち、身体障害についての見舞金・見舞品購入費用は被害者1名につき10万円が限度）	担当者の派遣費用・事故現場の保存費用、事故が他人の身体障害である場合の被害者に支払う見舞金（香典含む）または見舞品の購入費用等。なお、その額及び使途が社会通念上妥当なものに限る。
訴訟対応費用 （施設賠償責任保険と生産物賠償責任保険部分で対象）	1事故 1,000万円	万一訴訟になった場合、応訴のために必要となる費用（残業代、交通費、事故原因調査費用、意見書作成費用等）。その額及び使途が社会通念上妥当なものに限る。
受託者賠償責任保険	1事故 10万円 保険期間中 50万円	依頼会員から預かった現金および子ども預かりに必要な日用品が損壊・紛失し、または盗取・許取された場合に対象となる。保険金の内容は、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険と同様。ただし、現金は額面、子ども預かりに必要な日用品については事故が生じた場所及び時期における受託物の時価が限度。

サイバーリスク保険	【賠償責任部分】 1 請求・保険期間中 500 万円 【サイバーセキュリティ事故対応費用部分】 1 事故・保険期間中 50 万円	【賠償責任部分】 情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の賠償責任を負うことにより被る損害を補償。 【サイバーセキュリティ事故対応費用部分】 情報漏えいまたはそのおそれや、それを引き起こすおそれのある記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償。
-----------	--	---

ファミリー・サポート・センター事業に関するお問い合わせ

飯綱町子育て世代支援施設

〒389-1211 飯綱町大字牟礼 1987 番地

☎ 026-253-8853(平日 8:30～17:15)

R8.10 改訂